

## 静岡文化芸術大学文化・芸術研究センター規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学学則第4条の規定に基づき、本学の文化・芸術研究センター（以下「研究センター」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 研究センターは両学部連携のもと、文化芸術に関する専門的研究成果を広く学内外に発信するとともに、国際社会や地域社会との幅広い交流及び連携を図ることを目的とする。

### (研究センターの機能)

第3条 研究センターは前条の目的を達成するため、次の機能を備える。

- (1) シンボル機能  
両学部連携及び大学理念の象徴、特徴的空間による感性の刺激
- (2) 研究開発機能  
文化芸術に関する根源的研究、新しい文化・芸術活動の展開
- (3) 情報受発信機能  
開かれた大学の理念実現に向けた研究成果・活動内容の情報受発信
- (4) 交流促進機能  
開かれた大学の理念実現に向けた地域・外部機関との交流

### (研究センター運営委員会)

第4条 研究センターの管理と運営に関する重要事項を審議するため、文化・芸術研究センター運営委員会を置く。

2 文化・芸術研究センター運営委員会に関する規定は別に定める。

### (改廃)

第5条 この規則の改廃は、役員会の議決を経て行う。

### 附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。